

お客様各位

平成 28 年 9 月 30 日
ビジネクス株式会社

<重要> 契約条項一部改訂のお知らせ

いつもビジネクスをご利用いただきまして、ありがとうございます。

平成 28 年 10 月 1 日(土)をもって弊社の契約条項を以下のとおり改定いたします。

改訂箇所：下表を参照ください。

新旧対照表(契約条項)

商品名	条項	改訂前	改訂後
事業者ローン (不動産担保 含む)	第11条(報告義務) 第1項	(省略) 新設	<u>(5) 債務者等が外国の重要な公的地位にある者等犯罪収益移転防止法施行令第12条第3項に定める者(外国PEPs等)に該当する 場合。</u>
	第21条(契約条項の変更等) 第2項 ※ビジネスローンは第19条、 個人(自動継続)は第20条と 読み替える	2. 本契約条項の変更内容に関する通知または公告された後に、債務者等が本契約に基づく取引をした場合、債権者は債務者等がその変更内容を承認したとみなします。	2. 本契約条項の変更内容に関する通知または公告された後に、債務者等が本契約に基づく取引をした場合、 <u>又は60日が経過したことをもって、</u> 債権者は債務者等がその変更内容を承認したとみなします。
診療報酬担保	第11条(報告義務) 第1項 ※ビジネスローンは第12条と 読み替える	(省略) 新設	<u>(7) 債務者等が外国の重要な公的地位にある者等犯罪収益移転防止法施行令第12条第3項に定める者(外国PEPs等)に該当する 場合。</u>
	第22条(契約条項の変更等) 第2項 ※ビジネスローンは第21条、 医風(極度方式)は第20条と 読み替える	2. 本契約条項の変更内容に関する通知または公告された後に、債務者等が本契約に基づく取引をした場合、債権者は債務者等がその変更内容を承認したとみなします。	2. 本契約条項の変更内容に関する通知または公告された後に、債務者等が本契約に基づく取引をした場合、 <u>又は60日が経過したことをもって、</u> 債権者は債務者等がその変更内容を承認したとみなします。

※改定後の契約条項は、平成 28 年 10 月 1 日から適用されますが、書式等の差替えの都合により、改定日前であっても、改定後の契約条項が交付されることがあります。

以上